

より充実した 地方消費者行政のために

特集
1

地方消費者行政の歩みと課題 — 消費者庁創設から10年 —

田口 義明 Taguchi Yoshiaki 名古屋経済大学 名誉教授

経済企画庁、内閣府で消費者行政に長年携わる。内閣府国民生活局長、国民生活センター理事等を歴任。名古屋市消費生活審議会会長、(公財)横浜市消費者協会評議員。専門は消費者政策、消費者法。



地方消費者行政の成り立ちと変遷

地方消費者行政は、消費者問題の「現場」である地域において、消費者からの相談に対応したり、情報を提供したり、さらには消費者教育の機会を設けるなどにより、消費者の安全・安心の確保をめざしています。国の消費者行政と並んで車の両輪を成すものです。

地方消費者行政の枠組みは、1960年代以降整備されてきましたが、1990年代初頭のバブル崩壊に伴う地方財政の悪化により、地方消費者行政も大変厳しい局面を迎えました。都道府県・市町村の消費者行政予算は、1995年度の約200億円から2008年度には約100億円へと半減しました^{*1}。消費者行政担当職員数^{*2}も2000年頃に約1.3万人であったのが、2007年には約1.0万人へと減少してしまいました。

消費者庁創設を契機とした 地方消費者行政支援

1990年代以降の地方消費者行政の後退に歯止めをかけ、さらには反転へのきっかけとなったのが消費者庁の創設でした。2009年9月、消

費者行政の司令塔として消費者庁が設置されましたが、その設置検討の中では、国と並んで、地方の消費者行政をいかに強化するかが重要な論点となりました^{*3}。その検討を通じて、次のような取り組みが行われることとなりました。

(1) 法律による対応

2009年5月に成立した消費者庁関連3法の1つである「消費者安全法」では、それまで事実上の行政組織に過ぎなかった消費生活センターを法律上に明記しました。同法第10条および施行令では、消費生活センターとは、消費生活相談の専門家を配置、電子情報処理組織等(PIO-NET^{*4})を配備、週4日以上相談窓口を開所という3要件を満たすものとし、都道府県はそのような組織を設置しなければならない、また、市町村は設置に努めなければならない旨を規定し、その設置促進を図ることとしました。

(2) 予算による支援

もう1つが国の予算による支援です。

地方消費者行政は地方の仕事(自治事務)とされていますので、その費用は地方の財源(自主財源)によって賄われるのが原則です。その財源として、国の予算から使途を限定せずに移転

*1 内閣府国民生活局「都道府県等の消費者行政の現況」(2009年2月)による。

*2 地方公共団体の事務職員、消費生活相談員、商品テスト職員の合計。データは、前掲*1による(各年4月1日現在)。

*3 消費者庁創設を盛り込んだ「消費者行政推進基本計画」(2008年6月27日閣議決定)では、「霞が関に立派な新組織ができるだけでは何の意味もなく、(中略)新組織の創設と併せて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要である」とされている。

*4 PIO-NET(パイオネット)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等を結ぶ消費生活相談情報のネットワークシステムのこと。

される地方交付税がありますが、消費者庁創設以来、地方消費者行政に係るものが増額算定されてきました*5。ただし、これが地方消費者行政予算として実際に使用できるためには、各地方公共団体における予算化措置が必要です。

また、国は、2009年度からの3年間を地方消費者行政の「集中育成・強化期間」とし、「地方消費者行政活性化交付金」により各都道府県に「地方消費者行政活性化基金」(以下、基金)を創設して支援を行うこととしました。基金は、その後、活用期間の延長と金額の上積みを重ねられるとともに、2014年度補正予算からは、単年度ごとの「地方消費者行政推進交付金」に移行しました*6。これら基金や交付金は、消費生活センター等の設置、消費生活相談員(以下、相談員)の配置・養成、消費者教育・啓発など地方消費者行政の基盤整備に活用されました。

なお、推進交付金による地方支援は、2018年度からは、「地方消費者行政強化交付金」に切り替わりました。この強化交付金は、引き続き身近な相談体制の整備等に向けられる旧推進交付金事業(定額補助)と、国の重要消費者政策等に取り組む地方公共団体を支援する、いわゆる強化事業(補助率1/2)とから成っています*7。

(3) 2014年改正消費者安全法による支援策

2014年に改正された消費者安全法には、地方消費者行政支援につながるいくつかの事項が盛り込まれました(2016年4月施行)。

その第一は、消費生活相談体制を強化するためのしくみです。まず消費生活センター等で相談対応に当たる「消費生活相談員」を法定の職として規定するとともに、その資格を**国家資格**としました。また、市町村の消費生活相談に助言等の援助をするため、都道府県知事は、経験豊富な「指定消費生活相談員」を指定するよう努め

ることとされました(2019年度より実施)。

支援策の第二は、**地域の見守りネットワーク**作りです。高齢者等の消費者被害が増加するなかで、消費者本人が消費生活センターに相談するのを待つだけでは十分ではありません。そこで、高齢者など消費生活上特に配慮を要する消費者を見守るため、地域で活動するさまざまな団体や個人を構成員*8とする「消費者安全確保地域協議会」の設置を促すこととしました。

(4) 「地方消費者行政強化作戦」

消費者庁では、これらの支援策を通じた地方消費者行政の充実・強化を計画的に進めるため、「地方消費者行政強化作戦」を定めています*9。この強化作戦では、「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制」を全国的に整備することをめざし、各都道府県において、人口5万人以上の全市町に消費生活センターの設置を促進することなどを当面の政策目標として定め、その推進に努めています。

地方支援策の成果と課題

(1) 地方支援策の成果

このように、消費者庁創設以降、さまざまな地方消費者行政支援策が講じられてきました。この間2009年から2018年の状況を見ると*10、全国の消費生活センター数は、501カ所から855カ所へ、また、相談員数は、2,800人から3,438人へとそれぞれ増加しました。消費生活センター等での相談対応をみても、知識・経験や時間を要するあっせん件数が2009年度の7.4万件(相談全体に対し6.9%)から、2017年度には8.6万件(同8.3%)に増加しており、相談対応の質的向上もうかがわれます。

こうした状況からみる限り、消費者庁創設以降行われてきた地方支援の取り組みは一定の成

*5 地方消費者行政に係る地方交付税の基準財政需要額は、2009年度に90億円から180億円台へ、さらに2012年度以降は270億円台に拡大。

*6 既存基金への積み増しは財政規律の観点から厳に抑制するとの政府方針(「経済財政運営と改革の基本方針」2014年6月24日閣議決定)による。

*7 予算額は、2018年度が当初24億円、補正11.5億円、2019年度が当初22億円。

*8 消費生活センター、病院、地域包括支援センター、民生委員、教育委員会、消費者団体等が想定されている。

*9 当初、2014年1月に策定。その後、2015年3月に改定。現在は、消費者庁において2020年度以降の新たな目標等について検討中。

*10 この項の数値は、いずれも消費者庁「地方消費者行政の現況調査」による。消費生活センター数、消費生活相談員数等は各年4月1日現在。

果を上げたと言えるでしょう。しかし同時に、多くの課題にも直面しています。

(2) 地方支援策の課題

① 小規模自治体の相談体制整備の遅れ

課題の第一は、小規模自治体の相談体制がいまだ脆弱^{ぜい}であることです。消費生活センターを設置している市区町村(政令市を除く)の比率^{*11}は、全体では63%ですが、人口5万人未満の市区町村では49%にとどまっています。また、相談員がいまだ配置されていない市区町村は、小規模自治体を中心として603団体、全体の37%に上っており、相談員が1人のみ(同26%)も合わせると全体の6割以上を占めています。

② 行政実施体制の弱体化懸念

課題の第二は、相談業務以外も含めた地方消費者行政全体の実施体制が弱体化しているのではないかという懸念です。

消費者行政の専管部署として係レベル以上の組織を持たない自治体は、2008年には都道府県・政令市ではありませんでしたが、2018年では、都道府県で3団体、政令市で2団体となっています。その他の市区町村で専管の係以上の部署を持たない自治体は、2008年の約60%から、2018年では78%に増加しています。

消費者行政担当事務職員数をみても、2009年(全国で5,190人)以降おおむね横ばい傾向で推移し、2018年でも5,209人とどまっています。しかも、その多くが消費者行政以外の業務との兼務であり^{*12}、かつ、消費者行政のウェイトがわずか10%程度という兼務職員が約半数を占めています。2000年代初め頃は事務職員数が1万人を超えていたことを考えると、現在の行政実施体制は脆弱と言わざるを得ません。

消費生活相談全体の約半数を占める特定商取引法関係では、都道府県の消費者行政担当課に悪質事業者等に対する行政処分権限が付与されていますが、都道府県による法執行件数(業務

停止命令、指示)は、2010年度以降、大きく減少し、2017年度では37件にとどまっています。担当事務職員数が低迷するなかで、都道府県における法執行力の低下も懸念されています^{*13}。

③ 地方消費者行政を支える予算のあり方

地方消費者行政を支える予算は、前述のように、現在、各地方公共団体の自主財源と国から交付される基金・交付金で賄われています。このうち都道府県・市町村の自主財源の推移をみると、2013年度以降はおおむね120億円台で推移しており、地方交付税措置に対する自主財源の比率は50%を下回る状況が続いています。他方、国からの直接的な基金・交付金は2009年度(43億円)から2011年度(70億円)にかけて増加した後、減少傾向となり、直近の2018年度では42億円にとどまっています。

このように**自主財源が伸び悩む一方、その「呼び水」**として期待された**国からの基金・交付金も縮小傾向**となっています。その結果、地方消費者行政予算全体では、近年170億円台と、2011年度(207億円)、2012年度(204億円)頃に比べて低迷した状況となっています。

こうした現状を踏まえると、地方消費者行政の自主財源強化が引き続き求められる一方、国からの一定の交付金確保が不可欠な状況にあります。また、地方公共団体が実施している消費者行政の業務には、相談情報のPIO-NETへの登録や重大事故情報の通知など国の事務の性質を持つものも少なからずあり、国の財政上の役割を見直す必要もあるでしょう。

おわりに

消費者庁創設から10年が経とうとしている現在、これまで講じられてきたさまざまな地方支援措置は重要な節目にあります。地方消費者行政の基盤強化に向かっていけるよう、いっそうの政策努力が求められています。

*11 広域連合、一部事務組合又は広域的連携により消費生活センターを設置している管内自治体については、設置自治体として計算。

*12 2018年の兼務職員は3,769人、事務職員全体の72%を占めており、専任職員は全体の3割足らずである。

*13 消費者委員会は、2017年8月29日、「消費者行政における執行力の充実に関する提言—地方における特商法の執行力の充実に向けて—」を公表。